＜質疑内容＞

○特定個人情報保護評価の関係について（資料６の23頁以降）

「見直し」と「再実施」の違いについてお尋ねしたい。

それぞれ、実施が求められるタイミングが異なるという点は理解しているが、

自治体側で実際に行う作業や、公表に至る後続の処理というものは基本的に同じものと認識している。

「見直し」と「再実施」を別々に規定している狙いやその使い分けについて、

自治体側で留意すべき点があったらご教示願いたい。

（小平市情報政策課　浜本氏）

「見直し」とは、既に公表されている評価書の記載内容が実態と異なっていないかを確認することです。（保護評価指針の解説Q第５の４－１）

評価書を見直した結果、記載内容の変更があった場合、変更が必要となる記載内容によって「修正」または「再実施」を行うことになります。

【再実施】

しきい値判断項目である対象人数又は取扱者数の増加に伴いしきい値判断結果が変わる場合は、特定個人情報保護評価の「再実施」が必要になります。再実施では、特定個人情報保護評価計画管理書の更新から始まる特定個人情報保護評価の実施手続の全てのプロセスを実施することとなります。

【修正】

それ以外の変更の場合は「修正」にあたり、特定個人情報保護評価書の変更箇所を修正し、委員会へ提出したうえで公表することになります。

なお、評価書様式の※項目を変更する場合は「重要な変更」に該当し評価の再実施が必要となりますが、特定個人情報保護評価においては、そのような変更を加えようとする前に評価を実施することが必要とされておりますので、事後的な処理を行うこととなる見直しにおいて、重要な変更が見つかることは想定されておりません。（保護評価指針の解説Q第５の４－２）

　以上をまとめまして、「見直し」とは評価書の記載内容が実態にあっているか、修正や再実施の必要があるかを確認することであり、「再実施」は特定個人情報保護評価の実施手続の全てのプロセスを再度実施するものでございます。